

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長代理 桑 原 武 夫

## 極地研究所(仮称)の設立について (勧告)

昭和35年5月18日付庶発第339号をもつて「南極地域観測事業について」勧告しましたが、本会議においては、その後同勧告第2項の具体化について慎重検討を加え、その結論を得ましたので、本会議第33回総会の議に基き、下記のとおり前記勧告の補足として重ねて勧告します。

## 記

南極地域観測統合推進本部においては、昭和35年9月2日の閣議了解に基き、今後の南極地域観測の実施および観測によつて得られた資料の整理・保管・研究等のための措置について検討中であるが、本会議は、南極地域観測によつてこれまで得られ、また今後得られるこの種資料の整理・保管・研究等を行うために、極地研究所(仮称)を設置する必要があると考える。

よつて、これが実現のために適切な措置をとられたい。

- 別添資料 1. 極地研究所(仮称)案  
2. 昭和35年5月18日付庶発第339号

- 別添資料 1. 極地研究所(仮称)案

## I 構 想

極地研究所(仮称)は、文部省の既設の機関(たとえば国立科学博物館)の附属機関とする。

## II 構 成

1. 庶務課： 人員 4名  
庶務・会計その他事務一般に従事
2. 観測課： 人員 6名
- |     |            |   |
|-----|------------|---|
| 地   | 学          | 2 |
| 内 訳 | 地球物理学(除気象) | 2 |
|     | 生 物 学      | 1 |
|     | 化 学        | 1 |
- 6名の内1名が課長

## 職務内容

- a. 観測調査資料および標本の整理・研究、観測機械資料の整理保管、ただし気象庁(気象)国土地理院(測地)などすでに専門担当官庁の存在する分野の研究を除く。
- b. J・S・C・南極特別委員会との十分な連絡の下に、観測計画の具体的立案および準備
3. 設営課： 人員 5名
- |     |         |   |
|-----|---------|---|
| 内 訳 | 機械担当    | 2 |
|     | 装備・食糧担当 | 1 |
|     | 建築担当    | 1 |
|     | 設営全般    | 1 |

職務内容

設営関係諸事項の調査、企画立案、準備および設営関係資材の整理保管を行う。

4. 資料課： 人員 5名

内 訳	図書、標本、資料の整理、陳列、展示	3
	編集、( 報告、展示等 )	2

職務内容

- a. 図書、標本、観測データの整理保管
- b. 観測調査結果の公表、出版、配布
- c. 資料の展示

別添資料2.

庶発第339号 昭和35年5月18日

内閣総理大臣 岸 信 介 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

南極地域観測事業について( 勧告 )

標記のことについて、本会議第31回総会の議に基づき、下記とおり勧告します。

記

政府は、日本学術会議の前後2回の勧告を受け入れて、わが国が南極地域観測事業に参加すること及びそれを継続することを決定し、1956年の第1次観測隊以来毎年観測隊を派遣している。現に第4次観測隊の越冬隊は昭和基地において観測調査を実施中であるが、現在のところ第5次観測隊の派遣をもつて終了することとなつている。

しかしながら、国際的にわが国の責任範囲と了解されている地域の基礎科学的観測調査のためには、既定計画の遂行だけでは不十分であつて、なお2か年の継続を必要とする。

また、わが南極地域観測隊によつて得られたすべての科学的資料を整理・保管・研究して、国内及び世界の学術の進展に寄与するとともに、将来の極地科学の研究を健全に発展させるためには、恒久的な機関を設置する必要がある。

さらに、1959年12月、関係諸国は、南極条約を締結し、わが国もこれに署名したものであるが、この南極条約による「南極地域の純学術的及び完全な平和利用目的の開発の半永久的継続」という方針に対して、わが国として協力する体制を樹立する必要がある。

よつて、政府は、次の計画を実施するために必要な措置をとられたい。

1. 南極地域観測事業を、現在の体制の下で、さらに2カ年継続すること。
2. 南極地域観測によつて得られた科学資料の整理・保管・研究ならびに南極地域に関する総合的研究を実施するため、日本学術会議の意見を聞いて恒久的な機関を設置すること。かつ、これを中心に、南極条約の精神に基づいて、南極地域の平和利用のために協力する体制を樹立すること。